



# パートナーズ通信 2017年12月号 Vol.51

## ◇労働者の募集や求人申込みの制度が変わります◇

### 職業安定法の改正が行われます (H30年1月1日施行)

#### 1 求人募集の際に最低限明示しなければならない労働条件が追加されます

- ・試用期間の有無、ある場合はその期間
- ・労働者を雇用する者の氏名又は名称
- ・派遣労働者である場合は「派遣労働者である」こと
- ・裁量労働制を採用している場合は「裁量労働制で○時間働いたものとみなされる」という明示
- ・固定残業制の場合、基本給の金額、固定残業手当の金額と○時間分であるか、○時間を超える場合追加で支給されること

(例) 基本給 ○〇円

固定残業手当 △△円 (●時間分の時間外手当、●時間を超える時間外労働分は割増賃金で追加支給)

#### 2 求人募集の際の条件と変更となる場合に、変更内容の明示をしなければなりません 当初の明示と

- ・異なる労働条件を提示する場合
- ・範囲内で特定された労働条件を提示する場合  
(例) 基本給25万~30万 ⇒ 28万で決定
- ・明示していた労働条件を削除する場合  
(例) 営業手当5万円 ⇒ 手当なし
- ・明示していなかった労働条件を新たに提示  
(例) 手当なし ⇒ 営業手当5万円

※変更点をわかりやすく明示(変更前後の書面交付等)することが必要です。

内容を変更した後、労働者が労働契約を締結するかどうかを考える時間を確保するようにしなければなりません。変更した理由も適切に説明することが必要になります。



## ◇転職決定者にきく「入社の決め手」アンケート結果より◇

転職エージェントサービスを展開する(株)リクルートキャリアが実施した、今年1月~7月までに転職をした方へのアンケート結果によると、「入社の決め手」となった点の上位3項目は、

- ① 経験やスキルが活かせる
- ② やりがいのある仕事に携われる
- ③ 新しいキャリアを身につけられる、成長が期待できる

となり、「年収があがる」「会社の規模が大きく知名度がある」という項目よりも高い結果となりました。

また、男女別で見た時には、「勤務時間・休日休暇等が希望にあっている」という項目は、男性よりも女性の方が20ポイント以上も高い結果となりました。

☆転職希望者は、転職先で自分のキャリアを活かしたい、伸ばして行きたいと考えていることがわかります。うちの会社はこんな研修制度がある、キャリアアップのためにこんなことをしている、という取組をすでに行っている場合は、採用活動の際に積極的に説明していくとよいですね。また、この機会に社員教育や中長期的なキャリアアップについて、社内では整備することを検討してみてもはいかがでしょうか。

☆家事や子育て、介護など、まだまだ女性が担い手となっている場合が多く、「勤務時間や休日が希望に合っている」という点を入社の決め手とした人が、男性よりも女性が大幅に上回っていました。多様な勤務に対応できるようにすることも、これからさらに企業に求められていると言えます。またアンケートの結果を見ると、まだまだ女性が限定的な勤務条件で働いていることもわかります。

今後も人材不足の状況は続いていきます。今回のアンケート結果には、今後企業がどのように人材を確保していくかのヒントがたくさんありました。興味のある方は、ぜひ全体版もご覧になってみてください。

(リクルートキャリア アンケート 2017.11.22)